紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年二月二十八日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

山田　忠志　栢森　新治　福田　美蘭
油井　一人　釋　和子　西澤喜兵衛
岡戸　健次　伊藤　政利

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年二月二十八日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

柴田　長俊　浦野　勝美

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年二月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

医療法人社団快癒会
ユアサエムアンドビー株式会社
窪商運株式会社
野口観光株式会社
長府物産株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年二月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故安齊祥造遺族　安齊紗紀子

褒章条例第六条により褒状を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十七年二月二十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故西田良子遺族　西田　博光

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、三月四日午前十時三十六分御出門、第五回日本学術振興会育志賞授賞式と御臨席のため、日本学士院会館（台東区）へ行幸啓、午後零時二十八分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、三月六日ガーナ国の独立記念日につき、同月五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、新年に際し、次の各国元首からそれぞれ御祝電を交換された。

カメルーン国大統領閣下
ロシア国大統領閣下

天皇陛下は、新年に際し、次の元首へ御祝電を発せられた。

マリ国大統領閣下
ジブチ国大統領閣下

御祝電及び御答電

新年に際し、次の各国元首から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

モロッコ国国王陛下
クウェート国首長殿下
エジプト国大統領閣下
キルギス国大統領閣下
ベナン国大統領閣下

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び同局太田川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月九日

中国地方整備局長　尾藤　勇

一、河川の名称　太田川水系天満川
二、廃川敷地等が生じた年月日　平成二十七年三月九日
三、廃川敷地等の位置　広島県広島市西区観音新町三丁目二七六〇番一二三
四、廃川敷地等の種類及び数量　土地（河川管理施設を含む。）　五千二百九十一平方メートル

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、東京民医連労働組合東京勤医会支部から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年3月12日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県、千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成27年3月9日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

埼玉県
みさと協立病院、メンタルクリニックみさと、三郷しいのき薬局及び訪問看護ステーション早稲田

千葉県
東葛病院、東葛病院附属診療所、新松戸診療所、新松戸メンタルクリニック、野田南部診療所、あびこ診療所、新松戸診療所歯科、野田南部歯科、東葛歯科、わかば薬局、びばり薬局、ひいらぎ薬局、江戸川台薬局、けやき天王台薬局、たんぽぽ訪問看護ステーション、松戸なのはな訪問看護ステーションそよかぜ、野田南部訪問看護ステーション及び流山小規模多機能施設ひまわりの家

東京都
代々木病院、代々木診療所、外苑診療所、農大通り診療所、たくみ外苑薬局、代々木歯科、おおくぼ山診療所、神宮前薬局、つくし薬局、ほんまち訪問看護ステーション、戸山訪問看護ステーション、経堂すずらん訪問看護ステーション、経堂すずらん診療所、グループホームさくらの家、ヘルパーステーションさくら草、ふれあいサポート渋谷、ふれあいサポート幡ヶ谷、ふれあいサポート戸山及び在宅支援相談室桜丘

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、ANAウイングス乗員組合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成27年3月10日以降、同組合の組合員が従事するANAウイングス株式会社の全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成27年3月9日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、全日本港湾労働組合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成27年3月10日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成27年3月9日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

北海道
三ツ輪運輸株式会社、北海道石炭荷役株式会社、ノーススター・トランスポート株式会社、大同倉庫株式会社、小樽開発埠頭株式会社、留萌埠頭株式会社、小樽港湾運送株式会社、釧路港運作業株式会社及び協立海上運輸株式会社

青森県
八戸港湾運送株式会社、新丸港運株式会社、東北臨海興業株式会社、八戸通運株式会社、八戸物流サービス株式会社、八戸リンドラ、八戸通運株式会社及び相互運送有限会社

岩手県
宮古港湾運送株式会社及び岩手興産株式会社

宮城県
宮古生コンクリート株式会社及び岩手興産株式会社

秋田県
塩釜港運株式会社、三陸運輸株式会社、三陸輸送株式会社及び有限会社港運輸送

山形県
秋田海陸運送株式会社及び秋田車両整備株式会社

福島県
酒田海陸運送株式会社
小名浜海陸運送株式会社、三洋海運株式会社小名浜支店、物流サービス東北株式会社、有限会社泉産業及び平共立運送株式会社

茨城県
日立埠頭株式会社及び日立ポートサービス株式会社

東京都
株式会社大東運輸